

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）

意 見 募 集 期 間 : 令和7年12月18日～令和8年1月7日

意 見 等 の 提 出 件 数 : 24件（6人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第1章	(第1条及び第3条) 一文が長文となっており、もっと分かりやすい文章にすべき。	1	【条例案に反映】 文章全体を短縮するとともに、記載内容を整理しました。
	(第2条) 労働力も農薬の散布量も減らせるため、人と環境にやさしい農業の定義に、「省力化を含めた先端技術の導入」を追加してはどうか。	1	【対応困難】 人と環境にやさしい農業について、先端技術導入以外のこととも含まれるため、定義には追加しません。
	(第2条) 第2項の環境創造型農業の定義では「有機農業を除く」となっているが、有機農業は環境創造型農業ではないのか。	1	【その他】 有機農業は環境創造型農業に含まれますが、条例の定義上は、第1項の内容と重複を避ける必要があるためにこのように記載しています。
第2章	(第6条) 条例の運用にあたっては、特に小規模農家にわかりやすい情報提供を行っていただきたい。	1	【その他】 適切な情報提供に努めていきます。
	(第8条) 努力義務とはいえる、県民に対し当該農産物を「選択」することまでの義務を課すべきなのか。	1	【条例案に反映】 「人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする」と修正しました。
	(第9条) 新品種育成について、品質や収量などより省力化を重視して明記する意図は何か	1	【その他】 いざれも重要ですが、人と環境にやさしい農業を振興する上で、作業労力が増加する懸念があり、特に省力化を代表的に明記しました。
	(第10条) 新品種の導入に際しては十分なりリスク評価とともに、慎重な議論を実施することを要望する。	1	【その他】 そのように取り組んでいきます。
	(第12条) 家畜排せつ物を有効利用した地力増進を進めるためには、耕畜連携を強化することが何よりも重要である。耕種農家のたい肥需要の把握と、たい肥利用を促す機械・機器の導入支援、たい肥のストックヤードの整備等の支援を強化する必要がある。	1	【その他】 施策実施において、検討していきます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第2章	(第2章全体) 環境にやさしい農業に取り組む農業者の経営負担の軽減や、流通・販売段階を含めた支援の方向性を、条例上より明確に示すことが重要。	1	【対応困難】 具体的な支援内容については、施策にて対応していきます。
	(第2章全体) 「地産地消」や「県産県消」といった考え方を、理念又は施策の方向性として補足的に位置付けることを検討してはどうか。	1	【既に盛り込み済】 第16条の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進などが地産地消、県産県消につながると考えています。
	(第2章全体) 人と環境にやさしい農業の生産振興はどの条項に含まれるか。また、生産振興に係る体制整備の促進の表記はあるか。	1	【その他】 生産振興については第9条（研究開発）、第10条（技術普及）、第12条（環境負荷低減農業生産活動）に含まれます。体制整備については、第4条に括弧に記載しています。
	(第2章全体) 人と環境にやさしい農業に関する情報や生産された農産物に触れる場の創出や人と環境にやさしい農業を分かりやすく説明するコンテンツの作成等、県民の意識啓発を促進する施策の強化を期待する。	1	【その他】 県民の理解醸成のための施策に取り組むこととします。
	(第2章全体) 有機製品の生産・出荷を支援するため、有機JAS認証取得費用の補助、各地の農林振興事務所や農業改良センター等と連携した有機農業の技術指導、商談会や輸出に関する相談会の開催等の支援を期待する。	1	【その他】 引き続き、有機農業の支援にも取り組んでいきます。
	(第2章全体) 県が長年継続支援している県内の活動団体と連携して人と環境にやさしい農業を普及する体制を強化してほしい	1	【その他】 引き続き、県内の活動団体との連携による普及啓発にも取り組んでいきます。
第3章	(第16条) 「人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が選択されるよう」という直接的な表現より、県民に選択肢を提示する表現としてほしい。	1	【条例案に反映】 「県民の選択の機会の確保に資するよう」との表現に修正します。
	(第16条) 県民への適切な情報の提供について、具体的な内容を記載していただいた方が分かりやすい。	1	【対応困難】 条例に詳細な内容まで記載しませんが、兵庫県では農業者や消費者、生物多様性など様々なことに配慮して農業生産されていることを広報します。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第3章	(第18条、第20条) 地域協働体制の中に地域運営組織があると思われるが、明確な違いがあるならば、それが分かるように表記してはどうか。	1	【その他】 第19条は農村振興のための一般的な協働体制のこと、第21条はその中でも特に重要と考える地域運営組織のことを特出して記載しています。
	(第23条) 余暇機会の提供等より、都市住民による農業農村の維持保全への直接的なかかわりとして、援農や楽農生活の提供の方が重要と考える	1	【その他】 余暇機会の提供を例示していますが、楽農生活の提供等も重要であり、引き続き施策推進していきます。
	(第23条) 休日の過ごし方の一つとして農業に参加できるしくみがあると良いと思う。	1	【その他】 楽農生活の提供等に引き続き取り組んでいきます。
	(第23条) プロスポーツ球団などと提携しオフシーズンに農業を通して農村地域で交流等してもらい、現役引退後の就業の場としても活用してもらうのはどうか。地域の活性化にもなるのではないか。	1	【その他】 今後の施策の参考とさせていただきます。
	(第3章全体) 農業の担い手を就農者に限らず、農業体験や地域活動などを通じて農業・農村と関わる「農業関係人口」の増加という視点を明示してはどうか。	1	【条例案に反映】 第3章の条項中に、地域の活動等に取り組む主体として「その他関係者」を追記します。
条例全体	有機農業だけでは生産量が不十分であり、従来の慣行農業とのバランスを図って振興してほしい	1	【既に盛り込み済】 第1条(目的)や第3条(基本理念)に記載のとおり、慣行農業とのバランスを図って振興していきます。
	有機農業を振興するという意図の条例に見えるので、打ち出し方を工夫してほしい。	1	【その他】 条例の理念について広報し、周知していきます。
	毎年度、人と環境にやさしい農村及び農業の振興に関する施策の実施状況を公表してはどうか。	1	【その他】 条例に関係する施策も含み、本県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となるひょうご農林水産ビジョンに基づき、従来から実施状況を毎年みどり白書にて公表しているため、条文には追加しないこととします。